

議案第84号

庁舎等複合施設整備改修建築工事請負契約の変更について

下記のとおり庁舎等複合施設整備改修建築工事請負契約を変更する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

記

契約金額	変更前	2,651,400,000円
	変更後	2,940,786,000円

議案第85号

庁舎等複合施設整備改修電気設備工事請負契約の変更について

下記のとおり庁舎等複合施設整備改修電気設備工事請負契約を変更する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

記

契約金額	変更前	820,800,000円
	変更後	877,543,200円

議案第86号

庁舎等複合施設整備改修機械設備工事請負契約の変更について

下記のとおり庁舎等複合施設整備改修機械設備工事請負契約を変更する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

記

契約金額	変更前	1,215,000,000円
	変更後	1,289,541,600円

議案第87号

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

## 沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

沼田市福祉医療費支給に関する条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「食事療養標準負担額」の次に「（次条第1項第2号に該当する者については、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付された入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を入院の際に提示した場合に限る。）」を加え、同項第3号及び第4号中「除く」の次に「。また、次条第1項第2号に該当する者については、減額認定証の交付を受けている者が入院の際に当該交付を受けた減額認定証を提示した場合を除き、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を除く」を加える。

第3条第1項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項第5号中「（第2号に該当する児童を除く。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 88 号

沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

下之町駐車場	普通駐車	最初の1時間まで	無料	を
		1時間を超え10時間まで	1時間につき100円	
		10時間を超え24時間まで	1回につき1,000円	

下之町駐車場	普通駐車	最初の2時間まで	無料	に
		2時間を超え11時間まで	1時間につき100円	
		11時間を超え24時間まで	1回につき1,000円	

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 89 号

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

沼田市建築基準法関係手数料条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	5万円	を
法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	5万円	に
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	3万3,000円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

沼田市民体育館の設置及び管理条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市は、」の次に「スポーツを通じて」を加える。

第6条中「ときは」を「者に対して」に改め、同条第1号及び第2号中「認めるとき。」を「認める者」に改め、同条第3号中「認めるとき。」を「認める者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) トレーニングルームを使用しようとする中学生未満の者

第7条第2号中「前条各号」を「前条第1号、第2号又は第4号」に改める。

第8条第1項中「次の表」を「別表」に改め、同項の表を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		使用者	使用料
主 競 技 場	1 / 10面	専 用 市民	800円
		市民以外の者	1,600円
	1 / 5面	市民	1,600円
		市民以外の者	3,200円
	1 / 4面	市民	2,000円
		市民以外の者	4,000円
	1 / 3面	市民	2,660円
		市民以外の者	5,320円
1 / 2面	市民	4,000円	

			市民以外の者	8,000円
	全面 (同一使用者に限る。)		市民	8,000円
			市民以外の者	16,000円
小 体 育 室	卓球コート (1台分)	専 用	市民	400円
			市民以外の者	800円
	全面 (同一使用者であって、用 器具を使用しないものに限 る。)	市民	1,000円	
		市民以外の者	2,000円	
軽 運 動 室	全面 (同一使用者に限る。)	専 用	市民	600円
			市民以外の者	1,200円
トレーニングルーム (ランニングコースの使用を含 む。)		個 人	市民	300円 回数券(11回券) 3,000円
			市民以外の者	600円
ランニングコース		個 人	市民	200円 回数券(11回券) 2,000円
			市民以外の者	400円
第1会議室		専 用	市民	300円
			市民以外の者	600円
第2会議室		専 用	市民	200円
			市民以外の者	400円
附 属 器 具	放送設備 (一式)	専 用	市民	1,000円
			市民以外の者	2,000円

シャワー (1回当たり5分)	個人	市民 市民以外の者	100円
コインロッカー (1回)		市民 市民以外の者	100円

備考

- 1 使用料（附属器具を除く。）は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの時間区分ごとに納入する。
- 2 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- 3 市民及び市民以外の者が共同で施設を使用する場合において、その構成員のうち市民が過半数を占めるときは、市民の使用料の額とする。
- 4 満65歳以上又は高校生以下の者の使用料の額は、第1会議室、第2会議室又は附属器具を使用する場合を除き、使用料の2分の1の額とする。
- 5 満65歳以上の者、高校生以下の者及びこれら以外の者が共同で施設を使用する場合において、その構成員のうち満65歳以上の者及び高校生以下の者が過半数を占めるときは、備考4の満65歳以上の者又は高校生以下の者の使用料の額とする。
- 6 主競技場を卓球で使用する場合の卓球台数は、10分の1面につき2台までとする。
- 7 主競技場又は小体育室を卓球で使用する場合は、小体育室を優先して使用する。ただし、主競技場を全面で使用する場合は、この限りでない。
- 8 トレーニングルーム及びランニングコースの使用料は、市民に限り、回数券（11回券）を用いて納入することができる。
- 9 回数券の有効期限は、発行の日から起算して1年とする。
- 10 使用者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、附属器具のシャワー及びコインロッカーを使用する場合を除く。
  - (1) スポーツ以外の目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収しない、又は営利目的で使用しないとき この表で定める使用料の2倍の額
  - (2) スポーツの目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収し、又は営利目的で使用するとき この表で定める使用料の5倍の額
  - (3) スポーツ以外の目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収し、又は

営利目的で使用する時 この表で定める使用料の10倍の額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の規定に基づく使用の許可並びに使用料の納入、減免及び還付に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

議案第91号

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

沼田市長 横山 公一

## 沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第7条を次のように改める。

### 第7条 削除

第7条の2中「平均割額」を「平等割額」に、「次の各号」を「第5条各号」に改める。

第8条の2を削る。

第9条第1項第1号中「100分の6.20」を「100分の6.80」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「2万6,200円」を「2万4,100円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「2万4,000円」を「2万2,000円」に改め、同号イ中「1万2,000円」を「1万1,000円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万6,500円」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号中「100分の2.20」を「100分の2.40」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「9,400円」を「8,700円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「8,000円」を「7,300円」に改め、同号イ中「4,000円」を「3,650円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「5,475円」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項第1号中「100分の1.80」を「100分の2.10」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第23条第1号ア中「1万8,340円」を「1万6,870円」に改め、同号イ(ア)中「1万6,800円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「7,700円」に改め、同号イ(ウ)中「1万2,600円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「6,580円」を「6,090円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「5,110円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「2,555円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「3,833円」に改め、同条第2号ア中「1万3,100円」を「1万2,050円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,000円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「9,000円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「4,350円」に改め、同号エ中「平等額」を「平等割額」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「3,650円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「1,825円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「2,738円」に改め、同条第3号ア中「5,240円」を「4,820円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,200円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「1,880円」を「1,740円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,460円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「730円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,095円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。